

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

綾瀬市長

市町村名 (市町村コード)	綾瀬市 (14218)
地域名 (地域内農業集落名)	落合地区 (-)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月22日 (第2回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地区の主な生産作目は、野菜類と稲作となっている。野菜類については、市場出荷向けにトウモロコシ、キャベツ、レタス、ブロッコリーを生産し、直売所向けに多様な野菜類を生産している。稲作については、主食用米と一部飼料用米を生産しているほか、花きを生産する担い手も存在する。

担い手の高齢化が進んでおり、将来の担い手の確保・育成が必要になっている。

農地については、田の耕作放棄地が点在してきている。農地が小区画となっており、区画整理により耕作しやすい環境を整備する必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

畑については、市場出荷向けのトウモロコシ、キャベツ、レタス、ブロッコリーの生産と直売所向けの多様な野菜類、花きの生産を継続する。

田については、主食用米の生産を継続するが、飼料用米の作付けを拡大していくことで、荒廃農地の解消及び防止に取り組んでいく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	24.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	24.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方 (範囲は、別添地図のとおり)

農業上の利用が行われる区域は、農振農用地区域内の農地とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
地域の担い手への集積・集約化による農地管理を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地所有者の貸付意向時期に配慮し、農地バンクへの貸し付けを推進していく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
農地区画が小さく貸借が進まないため、農地の区画整理等による大区画化を検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な担い手を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJAと連携し担い手の確保・育成に取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じ、JAで耕耘作業等の相談・実施及び小規模農家への農業用機械貸出等を行っていく。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑩ 田については、飼料用米の作付けを拡大していく。